

答 申

第1 当審査会の結論

市長（以下「実施機関」という。）が「平成29年度■■■■まちづくり会役員会の資料及び議事録」（以下「本件公文書」という。）について一部非公開とした処分（以下「本件処分」という。）は、次の部分について取り消すべきである。

- 1 岐阜大学の教員の氏名を非公開とした部分
- 2 岐阜高等専門学校教員の氏名を非公開とした部分

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

平成29年11月29日付けで実施機関が行った公文書公開請求に対する一部公開決定について、次のことを求める。

- (1) 公開しない部分とされていない本文の一部が非公開になっているので、公開を求める。
- (2) 個人の氏名の公開を求める。

2 審査請求の理由の要旨

審査請求の理由の要旨は、審査請求書及び口頭での意見陳述によれば、おおむね次のとおりである。

- (1) 平成29年度■■■■まちづくり会総会議事録の2ページ目の「（黒塗り）と申します」の黒塗り部分については、公文書公開請求決定通知書（平成29年11月29日付け岐阜市ま景第37号の2）中、公開しない部分の欄に列挙されていないから公開されるべきである。
- (2) 次の理由により、■■■■まちづくり会の役員氏名の公開を求める。
 - ア ■■■■まちづくり会は、岐阜市景観条例（平成7年岐阜市条例第54号）第32条第1項の景観形成市民団体として認定されており、「その活動が当該地域の多数の住民に支持されていると認められるものである」（同項第2号）ことから、その役員氏名は、岐阜市情報公開条例（昭和60年岐阜市条例第28号。以下「公開条例」という。）第6条第1項第2号アの「条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に当たる。
 - イ ■■■■まちづくり会の役員は、地域の人に対して公開されることを前提として役員を引き受けており、当初■■■■まちづくり会の役員になった者の氏名は公開されていたので、同項の「通常他人に知られたくないと認められるもの」と解する根拠がない。
 - ウ ■■■■まちづくり会の設立当初、発起人の氏名を公表して会を設立しようという文書も出ており、その全員に氏名を公表する予定がなかったとしても、大多数が氏名を公表して、そのまま同会の役員にな

っている。

エ ■■■まちづくり会の運営実態からすると、実質的には、岐阜市が同会を運営しているものと同視することができ、同会の役員は（審査請求人が言うところの）「準公務員」である。

(3) 次の理由により、公開条例第6条第1項第2号ウの「独立行政法人等の役員及び職員」や「地方公務員」に当たる者の氏名の公開を求める。

ア 独立行政法人等の職員は、岐阜大学地域科学部の■■■先生のことである。■■■先生は、現在、まちづくりを主として岐阜地域で活動しており、大学教授であることから、公務そのものではないとしても、公務に密接に関連して、情報収集や情報発表の場として■■■まちづくり会に参加している。■■■先生の氏名は、同号ウの「その職務の遂行に係る情報」に当たる。

イ 地方公務員は、■■■高校の教員のことである。当該教員が■■■まちづくり会に参加している理由を尋ねたところ、生徒指導の関係だと言っていたので、公務そのものではないとしても、公務に密接に関連しており、同号ウの「その職務の遂行に係る情報」に当たる。

第3 実施機関の主張及びその理由の要旨

実施機関の主張及びその理由の要旨は、弁明書及び口頭での意見陳述によれば、おおむね次のとおりである。

(1) 平成29年度■■■まちづくり会総会議事録の2ページ目の「（黒塗り）と申します」の黒塗り部分については、公開条例第6条第1項第2号の「個人に関する情報」に該当するため非公開とした。

(2) ■■■まちづくり会の役員の氏名は、公開条例第6条第1項2号の「個人に関する情報で特定の個人が識別され、又は識別され得るもののうち通常他人に知られたくないと認められるもの」に該当するため非公開とした。

そして、■■■まちづくり会は、岐阜市都市景観条例の一部を改正する条例（平成21年岐阜市条例第37号）附則第5項の規定により、岐阜市景観条例第32条第1項の規定により認定された景観形成市民団体とみなされているところ、同条例（岐阜市都市景観条例を含む。）においては、明文上、景観形成市民団体の役員の氏名を公表することを求めている。また、景観形成市民団体の役員は、一般的に氏名を公表し、又は公表することが予定されているものではないし、当該役員が何人に対しても氏名を公開することに同意しているものでもないことから、■■■まちづくり会の役員の氏名は、公開条例第6条第1項第2号アの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」には当たらず、これを公開する理由はない。

(3) 岐阜大学及び■■■高校の先生の氏名については、これらの者が公開条例第6条第1項第2号ウの「独立行政法人等の役員及び職員」又は「地

方公務員」に該当するからといって、その活動の全てが同号ウの「その職務の遂行に係る情報」に該当するというものではない。これらの者から、一般私人として、個人的に■■■■まちづくり会の活動に参加したと聞いている。

第4 当審査会の判断

1 まず、当審査会では、■■■■まちづくり会の役員の氏名並びに本件処分に係る公文書に記載された独立行政法人等の職員及び地方公務員（岐阜市の職員を除く。以下同じ。）の氏名が、次の規定に該当するか否かについて判断する。

(1) 公開条例第6条第1項第2号本文の該当性

公開条例第6条第1項第2号は、「個人に関する情報で特定の個人が識別され、又は識別され得るものうち通常他人に知られたいと認められるもの」に該当する情報は、公開を拒むことができるとしている。

個人の氏名は同号の規定に該当することが明らかであり、■■■■まちづくり会の役員、独立行政法人等の職員又は地方公務員の氏名であっても同じである。

(2) 公開条例第6条第1項第2号アの該当性

公開条例第6条第1項第2号アは、「法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」は公開しなければならないとしている。そこで、■■■■まちづくり会の役員の氏名が、当該規定に該当するか否かについて検討する。

ア ■■■■まちづくり会は、岐阜市都市景観条例の一部を改正する条例附則第5項の規定により、岐阜市景観条例第32条第1項の規定により認定された景観形成市民団体とみなされている。同条例（岐阜市都市景観条例を含む。）において当該団体の役員の氏名を公表しなければならないとする規定は存在しないし、他の法令又は条例にもそのような規定は存在しない。

よって、■■■■まちづくり会の役員の氏名は、「法令若しくは条例の規定により公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当すると認めることはできない。

イ また、景観形成市民団体とみなされた団体であるからといって役員の氏名を公にするような慣行は確認できないし、■■■■まちづくり会の設立当初、地域住民に設立趣意書が配布され、そこに、発起人として現在の■■■■まちづくり会の役員の氏名が記載されていたとしても、10年以上も経過して作成された本件公文書において氏名を公にすることまで予定されていたと認めることはできない。

よって、■■■■まちづくり会の役員の氏名は、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当すると認めることはできない。

ウ 以上より、 まちづくり会の役員の氏名は、公開条例第6条第1項第2号アに該当しないため、実施機関の決定は妥当である。

(3) 公開条例第6条第1項第2号ウの該当性

公開条例第6条第1項第2号ウは、「当該個人が独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員である場合において、当該情報はその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該者の氏名に係る部分」は公開しなければならないとしている。

本件公文書中、氏名を公開されていない者のうち「独立行政法人等の役員及び職員」に該当する者として岐阜大学の教員1名及び岐阜高等専門学校の教員1名が、「地方公務員」として 高等学校の教員3名が存在する。

これらの者の氏名が、同号ウの規定に該当するか否かについて検討する。

ア 岐阜大学の教員の氏名について

岐阜大学の教員については、 まちづくり会の記念講義において「岐阜大学地域科学部助教授」を肩書として解説をしていること、さらに まちづくり会の役員名簿において「岐大」を連絡先としていることから、客観的に見て、一私人としてではなく、岐阜大学の教員として、 まちづくり会に参加していることが窺われる。

よって、岐阜大学の教員の氏名は、同号ウの「当該個人が独立行政法人等の職員である場合のその職務の遂行に係る情報」に該当する。

イ 岐阜高等専門学校の教員の氏名について

岐阜高等専門学校の教員についても、アと同様に、 まちづくり会の役員名簿において「岐阜高専」を連絡先としていることから、客観的に見て、高等専門学校の教員として、 まちづくり会に参加していることが窺われる。

よって、岐阜高等専門学校の教員の氏名は、同号ウの「当該個人が独立行政法人等の職員である場合のその職務の遂行に係る情報」に該当する。

ウ 高等学校の教員の氏名について

 高等学校の教員のうち1名については、勤務先を連絡先としていないこと等から、高等学校の教員として まちづくり会に参加しているとは認められない。

また、ほか2名の 高等学校の教員についても、高等学校の教員として まちづくり会に参加しているとは認められない。

よって、 高等学校の教員3名の氏名は、同号ウの「当該個人が地方公務員である場合のその職務の遂行に係る情報」に該当しない。

エ 以上より、岐阜大学及び岐阜高等専門学校の教員の氏名については、非公開とすることに理由がないから、当該情報は公開すべきである。他方、 高等学校の教員3名の氏名は公開条例第6条第1項第2号ウに

該当しないため、実施機関の決定は妥当である。

- 2 審査請求人が「公文書公開請求決定通知書中、公開しない部分の欄に列挙されていない」という、平成29年度■■■■まちづくり会総会議事録の2ページ目の「(黒塗り)と申します」の黒塗り部分については、当審査会において当該黒塗り部分を確認したところ、特定の個人の住所の一部と氏名の姓の部分が記載されていた。

当該情報は、公開条例第6条第1項第2号の「個人に関する情報で特定の個人が識別され、又は識別され得るもののうち通常他人に知られたくないと認められるもの」に該当する情報であるから、実施機関が公文書公開請求決定通知書中、公開しない部分の欄に列挙していなかったという形式上の瑕疵が存在していたとしても、その結論を左右するものではない。

- 3 その他、審査請求人は縷々主張するが、検討した結果、いずれも当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

4 結論

上記の理由により、第1のとおり判断する。

なお、実施機関においては、今後、公文書公開請求人において、いかなる情報を非公開としたかが分かるよう、形式上の瑕疵なく公文書公開請求決定通知書を作成することを要望する。

第5 審査会の審査経緯等

平成29年11月15日	公文書公開請求
11月29日	実施機関による一部非公開決定
12月7日	審査請求
平成30年2月2日	実施機関による弁明
3月1日	実施機関による審理手続における口頭意見陳述
5月8日	実施機関による審理手続の終結 諮問
5月18日	審査会の開催
6月8日	審査請求人による意見書の提出
6月18日	審査会の開催 審査請求人による口頭意見陳述
7月11日	答申

岐阜市情報公開・
個人情報保護審査会

会長	土田	伸也
委員	寺本	和佳子
	三谷	晋一
	南	圭
	青木	政浩

答 申

第1 当審査会の結論

市長（以下「実施機関」という。）が「都市景観形成市民団体の認定について（ まちづくり会）」（以下「本件公文書」という。）について一部非公開とした処分（以下「本件処分」という。）は、次の部分について取り消すべきである。

- 1 岐阜大学の教員の氏名を非公開とした部分
- 2 岐阜高等専門学校教員の氏名を非公開とした部分
- 3 岐阜大学の教員の住所を非公開とした部分
- 4 岐阜高等専門学校の教員の住所を非公開とした部分

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

平成29年12月11日付けで実施機関が行った公文書公開請求に対する一部公開決定について、個人の氏名及び住所の字名の公開を求める。

2 審査請求の理由の要旨

審査請求の理由の要旨は、審査請求書及び口頭での意見陳述によれば、おおむね次のとおりである。

- (1) まちづくり会は、岐阜市景観条例（平成7年岐阜市条例第54号）第32条の景観形成市民団体であり、同条第1項第2号には「その活動が当該地域の多数の住民に支持されていると認められるものであること。」とある。
- (2) 提出した資料の「設立趣意書」は、当時の 地区の多くの者が手にしたものであり、そこに記載のある まちづくり会の発起人、講師、解説者及び まちづくり会準備会代表の氏名は、広く公表されていたから公開されるべきである。
- (3) まちづくり会の発起人から同会の役員に就任した者は、公にすることが予定されている情報である。
- (4) まちづくり会の運営実態からすると、実質的には、岐阜市が同会を運営しているものと同視することができ、同会の役員は（審査請求人が言うところの）「準公務員」である。
- (5) 次の理由により、公開条例第6条第1項第2号ウの「独立行政法人等の役員及び職員」や「地方公務員」に当たる者の氏名の公開を求める。
ア 独立行政法人等の職員は、岐阜大学地域科学部の 先生のことである。 先生は、現在、まちづくりを主として岐阜地域で活動しており、大学教授であることから、公務そのものではないとしても、公務に密接に関連して、情報収集や情報発表の場として まちづくり会に参加している。 先生の氏名は、同号ウの「その職務の遂行

に係る情報」に当たる。

イ 地方公務員は、■■■■高校の教員のことである。当該教員が■■■■まちづくり会に参加している理由を尋ねたところ、生徒指導の関係だと言っていたので、公務そのものではないとしても、公務に密接に関連しており、同号ウの「その職務の遂行に係る情報」に当たる。

第3 実施機関の主張及びその理由の要旨

実施機関の主張及びその理由の要旨は、弁明書及び口頭での意見陳述によれば、おおむね次のとおりである。

(1) ■■■■まちづくり会の記念講演の講師、解説者及び■■■■まちづくり会準備会の代表者の氏名は、公開条例第6条第1項2号の「個人に関する情報で特定の個人が識別され、又は識別され得るもののうち通常他人に知られたくないと認められるもの」に該当するため非公開とした。

仮に、平成16年10月当時、■■■■地区の多くの者が「設立趣意書」を手にしていたとしても、特定の地域の住民のみが知り得た情報であるし、それから10年以上が経過した本件処分時においては、不特定又は多数の者が知ることができるよう一般的に公表し、又は公表されているものではないし、同書に氏名が記載された講師等が何人に対してもその氏名を公開することに同意しているものではない。

(2) ■■■■まちづくり会の役員の氏名は、公開条例第6条第1項2号の「個人に関する情報で特定の個人が識別され、又は識別され得るもののうち通常他人に知られたくないと認められるもの」に該当するため非公開とした。

そして、■■■■まちづくり会は、岐阜市都市景観条例の一部を改正する条例（平成21年岐阜市条例第37号）附則第5項の規定により、岐阜市景観条例第32条第1項の規定により認定された景観形成市民団体とみなされているところ、岐阜市景観条例（岐阜市都市景観条例を含む。）においては、明文上、景観形成市民団体の役員の氏名を公表することを求めている。また、景観形成市民団体の役員は、一般的に氏名を公表し、又は公表することが予定されているものではないし、当該役員が何人に対しても氏名を公開することに同意しているものでもないことから、■■■■■■■■まちづくり会の役員の氏名は、公開条例第6条第1項第2号アの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」には当たらず、これを公開する理由はない。

(3) 公開条例第6条第1項第2号ウの「独立行政法人等の役員及び職員」及び「地方公務員」については、その活動の全てが同号ウの「その職務の遂行に係る情報」に該当するというものではない。これらの者から、一般私人として、個人的に■■■■まちづくり会の活動に参加したと聞いている。

(4) 本件処分において、個人の住所（何人も閲覧可能な状態でインター

ネット上に公開されている[]まちづくり会の事務局長の住所を除く。)の表示のうち、最小行政区画である「岐阜市」に続く部分を非公開としたのは、当該部分の一部でも公開されれば、通常入手し得る他の情報と照合することにより、特定の個人が識別され、又は識別され得ることは否定できず、公開条例第6条第1項第2号の規定に該当するからである。

第4 当審査会の判断

1 個人の氏名について

まず、当審査会では、[]まちづくり会の役員、記念講演の講師及び解説者並びに[]まちづくり会準備会の代表者の氏名や本件処分に係る公文書に記載された独立行政法人等の職員及び地方公務員（岐阜市の職員を除く。以下同じ。）の氏名が、次の規定に該当するか否かについて判断する。

(1) 公開条例第6条第1項第2号本文の該当性

公開条例第6条第1項第2号は、「個人に関する情報で特定の個人が識別され、又は識別され得るもののうち通常他人に知られたいと認められるもの」に該当する情報は、公開を拒むことができるとしている。

個人の氏名は同号の規定に該当することが明らかであり、[]まちづくり会の役員、記念講演の講師及び解説者並びに[]まちづくり会準備会の代表者の氏名や本件処分に係る公文書に記載された独立行政法人等の職員及び地方公務員の氏名であっても同じである。

(2) 公開条例第6条第1項第2号アの該当性

公開条例第6条第1項第2号アは、「法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」は公開しなければならないとしている。そこで、[]まちづくり会の役員、記念講演の講師及び解説者並びに[]まちづくり会準備会の代表者の氏名が、当該規定に該当するか否かについて検討する。

ア []まちづくり会の役員について

(ア) []まちづくり会は、岐阜市都市景観条例の一部を改正する条例附則第5項の規定により、岐阜市景観条例第32条第1項の規定により認定された景観形成市民団体とみなされている。同条例（岐阜市都市景観条例を含む。）において当該団体の役員の名の公表に関する規定は存在しないし、他の法令又は条例にもそのような規定は存在しない。

よって、[]まちづくり会の役員の名は、「法令若しくは条例の規定により公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当すると認めることはできない。

(イ) また、景観形成市民団体とみなされた団体であるからといって役員の名を公にするような慣行は確認できないし、[]まちづくり会の設立当初、地域住民に設立趣意書が配布され、そこに、発起

人として現在の[]まちづくり会の役員の氏名が記載されていたとしても、10年以上も経過して作成された本件公文書において氏名を公にすることまで予定されていたと認めることはできない。

よって、[]まちづくり会の役員の氏名は、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当すると認めることはできない。

(ウ) 以上より、[]まちづくり会の役員の氏名は、公開条例第6条第1項第2号アの規定に該当しないため、実施機関の決定は妥当である。

イ []まちづくり会の記念講演の講師及び解説者並びに[]まちづくり会準備会の代表者の氏名について

(ア) 法令又は条例において[]まちづくり会の記念講演の講師及び解説者並びに[]まちづくり会準備会の代表者の氏名の公表に関する規定は存在しない。

(イ) また、[]まちづくり会の記念講演の講師及び解説者並びに[]まちづくり会準備会の代表者の氏名を公にするような慣行は確認できないし、[]まちづくり会の設立当初、地域住民に配布された設立趣意書に記載されていたとしても、10年以上も経過して作成された本件公文書において氏名を公にすることまで予定されていたと認めることはできない。

よって、[]まちづくり会の記念講演の講師及び解説者並びに[]まちづくり会準備会の代表者の氏名は、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当すると認めることはできない。

(ウ) 以上より、[]まちづくり会の記念講演の講師及び解説者並びに[]まちづくり会準備会の代表者の氏名は、公開条例第6条第1項第2号アに該当しないため、実施機関の決定は妥当である。

(3) 公開条例第6条第1項第2号ウの該当性

公開条例第6条第1項第2号ウは、「当該個人が独立行政法人等の職員、地方公務員である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該者の氏名に係る部分」は公開しなければならないとしている。

本件公文書中、氏名を公開されていない者のうち「独立行政法人等の職員」に該当する者として岐阜大学及び岐阜高等専門学校の教員が、また「地方公務員」として[]高等学校の教員が存在する。

これらの者の氏名が、同号ウの規定に該当するか否かについて検討する。

ア 岐阜大学の教員の氏名について

岐阜大学の教員については、本件公文書を見るに、[]まちづくり会の記念講演において「岐阜大学地域科学部助教授」を肩書としていること、さらに[]まちづくり会の役員名簿において「岐大」を連絡

先としていることから、客観的に見て、一私人としてではなく、岐阜大学の教員として、[]まちづくり会に参加していることが窺われる。

よって、岐阜大学の教員の氏名は、同号ウの「当該個人が独立行政法人等の職員である場合のその職務の遂行に係る情報」に該当する。

イ 岐阜高等専門学校の教員の氏名について

岐阜高等専門学校の教員についても、アと同様に、[]まちづくり会の役員名簿において「岐阜高専」を連絡先としていることから、客観的に見て、高等専門学校の教員として、[]まちづくり会に参加していることが窺われる。

よって、岐阜高等専門学校の教員の氏名は、同号ウの「当該個人が独立行政法人等の職員である場合のその職務の遂行に係る情報」に該当する。

ウ []高等学校の教員の氏名について

[]高等学校の教員については、勤務先を連絡先としていないこと等から、高等学校の教員として[]まちづくり会に参加しているとは認められない。

よって、[]高等学校の教員の氏名は、同号ウの「当該個人が地方公務員である場合のその職務の遂行に係る情報」に該当しない。

エ 以上より、岐阜大学及び岐阜高等専門学校の教員の氏名は、非公開にする理由がないから、当該情報は公開すべきである。他方、[]高等学校の教員の氏名は、公開条例第6条第1項第2号ウに該当しないため、実施機関の決定は妥当である。

2 個人の住所について

(1) 1において非公開にすることが妥当であると判断した者の住所については、公開条例第6条第1項第2号の「個人に関する情報で特定の個人が識別され、又は識別され得るもののうち通常他人に知られたいと認められるもの」に該当することが明らかである。

ここで、公開条例第1条及び第3条第1項の規定において、市民の知る権利を十分に尊重し、一層公正で開かれた市政の実現に寄与することが要請されていることに鑑みると、住所の表示の中でも、通常入手し得る他の情報と照合することで、特定の個人が識別され、又は識別され得る部分についてのみを非公開とすべきである。

住所の表示のうち、最小行政区画（市区町村）については、通常入手し得る他の情報と照合したところで、特定の個人が識別され、又は識別され得ることは通常考えられないが、これに続く表示については、特定の個人が識別され、又は識別され得ることが否定できない。

よって、本件処分において、公開条例第6条第1項第2号の規定により、1において非公開とすることが妥当であると判断した者の住所の表示のうち、字名を非公開としたことは妥当である。

(2) 1において公開することが妥当であると判断した者の「平成16年・17年度 ■■■まちづくり会員役員名簿」に記載された住所は、岐阜大学及び岐阜高等専門学校 of 住所であり、公開条例における非開示事由に該当しない。

よって、これらの住所は公開されるべきである。

3 その他、審査請求人は縷々主張するが、検討した結果、いずれも当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

4 結論

上記の理由により、第1のとおり判断する。

第5 審査会までの審査経緯等

平成29年11月27日	公文書公開請求
12月11日	実施機関による一部非公開決定
12月14日	審査請求
平成30年 3月 2日	実施機関による弁明
5月 8日	実施機関による審理手続の終結 諮問
5月18日	審査会の開催
6月 8日	審査請求人による意見書の提出
6月18日	審査会の開催 審査請求人による口頭意見陳述
7月11日	答申

岐阜市情報公開・
個人情報保護審査会

会長	土 田 伸 也
委員	寺 本 和佳子
	三 谷 晋
	南 圭 一
	青 木 政 浩